

新型コロナウイルス感染症対策をして

消防訓練を実施しよう！



消防訓練は消防法（第 8 条第 1 項）で定期的に消防訓練を実施することが義務付けられています。この訓練は、新型コロナウイルス感染症を理由に免除されるものではありませんので、感染防止対策をとり訓練を実施してください。なお、訓練の実施方法については、下記を参考に各事業所の状況に応じて適切に実施してください。（コロナ禍でも火災は発生しています）

1 自衛消防訓練

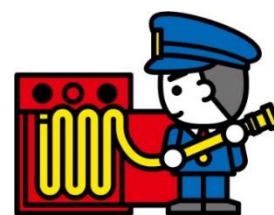
コロナウイルス流行時において、通常の消防訓練ができない場合は、下記の例や映像学習、図上訓練、少人数での部分訓練等を実施してください。

（3密を回避した短時間の訓練でOK！）

【訓練の一例】

消火訓練について

- ◎消火器や屋内消火栓等の設置場所を確認する。
- ◎消火器や屋内消火栓等の使い方について確認する。



通報訓練について

- ◎訓練 119 番通報をする。

（訓練 119 番通報をするときは事前に尾道市三原市消防指令センター：0848-55-0119へ電話連絡してください。）

- ◎非常警報設備の使い方を確認する。
- ◎自動火災報知設備の受信機の使い方を確認する。



避難訓練について

- ◎消防計画にある避難経路について確認する。
- ◎避難経路に避難の障害になる物品がないか確認する。
- ◎避難器具の使い方について確認する。

2 貸し出し資機材

各事業所で訓練する場合は、消防署で次の資機材の貸し出しを行っていますのでご利用ください。

- ◎訓練用消火器（水消火器，エア－消火器）

【消火器に水や空気を入れて屋外・屋内で訓練が行えます。】

- ◎火災予防DVD（研修用）

【職場内研修として活用できます。】

3 消防訓練通報書の提出方法について

三原市消防本部のホームページから（様式をダウンロードできます）

届出・申請



防火管理・表示制度



消防訓練通報書（消防署でも配布しています）



消防署へ報告してください。（郵送受付可能）



問い合わせ先
0848-64-5927
三原市消防本部 予防課
担当：佐木・脇坂